

所得状況等申告書

令和5年度高等職業訓練促進給付金受給者用

令和4年中（1月から12月まで）の養育費等の状況

1. 課税状況

本人又は扶養義務者（※）の令和4年度の課税状況と令和5年度の課税状況は

同じである

異なっている → 「受給資格変更届」を提出してください。

※扶養義務者とは、住民票上の世帯に関わらず、同居する親族（父母、祖父母、子、兄弟姉妹）又は別居しながら生計を同一にする親族を言います。

2. 母（父）又は児童が受け取った養育費

受領期間	年 額	受け取った人	備 考
令和4年1月～12月	円	母（父） ・ 児童	

※養育費を受け取っていない場合は、年額欄に「0円」とご記入ください。

3. 税法上の扶養親族のうち令和4年12月31日時点で16歳以上19歳未満の方

（※平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれの扶養親族の方）

氏名（続柄）	生年月日	同居・別居	住所（別居の場合記入）
（ ）	平成 年 月 日	同 ・ 別	
（ ）	平成 年 月 日	同 ・ 別	

私の令和5年度（令和4年中）の所得状況等について、上記のとおり申告します。

（申請者氏名）

印

- 支給金額の判断基準となる所得額の切り替えに伴って、この申告書により、令和5年度（令和4年中）の所得状況を申告していただく必要があります。
- 受給資格（児童扶養手当支給を受けている者と同等の所得水準にあること）の確認及び給付金の額の決定のために必要ですので、裏面の注意事項をよく読み、正確に記載してください。
- 令和4年度の課税状況と令和5年度の課税状況に変更がある場合には、「受給資格変更届」の提出が必要です（給付金の額が変更となります）。
- 令和4年1月から令和4年12月まで**の養育費の受領額等をご記載ください。

<注意事項>

【養育費について】

- 1 児童の父又は母が複数いて、それぞれから養育費を受けている場合は、合計額を記入してください。
- 2 児童が18歳に到達した日以降、最初の3月31日までに受け取った養育費が対象です。
- 3 養育費の対象となるもの
 - ・申請者である母（父）が、監護している児童の父（母）から支払われたものであること。
 - ・受領者が母（父）又は児童であること。（代理人も含む）
 - ・受領したものが、金銭又は有価証券（小切手・手形・株券・商品券等）であること。
 - ・養育費の支払方法が、手渡し（代理人を介したものも含む）・郵送・母（父）又は児童の銀行口座振込であること。
 - ・仕送り・生活費・自宅等ローンの肩代わり・家賃・光熱費・教育費など児童の養育に関係ある経費として支払われていること。
- 4 養育費の対象とならないもの
 - ・申請者である母（父）が、監護している児童の父（母）以外から支払われたものである場合
 - ・受領者が母（父）又は児童以外の者である場合
 - ・受領したものが、不動産（土地・建物など）、動産（車・家財道具など）の場合
 - ・「慰謝料」や「財産分与」として支払われる場合（公正証書など公的機関の書面がある場合、あらかじめ取り決めがあり区役所への申出がされている場合など）
- 5 申請者が未婚の母親である場合
 - ・児童の父が児童を認知しており、かつ上記3に当てはまる場合は養育費に該当します。
- 6 自分の子と自分の子以外の子を養育している場合
 - ・自分の子の養育に必要な費用を受け取っており、上記3に当てはまる場合は養育費に該当します。
- 7 児童扶養手当の支給水準の算定の際、養育費の8割相当額が所得に加算されます。

【16歳以上19歳未満の税控除対象扶養親族について】

- 1 該当する扶養親族がいる場合には、児童扶養手当の支給水準の算定の際、1人当たり15万円が限度額に加算されます。